

一般質問回答書

[令和2年第2回(6月)定例会]

質問者	門田 直樹 議員				
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	教育部	スポーツ課
9	1	(1)～(5)		都市整備部	建設課
				都市整備部	都市計画課

[質問件名]

1 太宰府歴史スポーツ公園について

[質問要旨]

① 倉庫の撤去に関して

昨年の12月議会では、「10月2日に利用団体の求めに応じ説明会を行い、その後も協議を続けている」との回答を受けた。また、「まずは撤去に関する協議を行う」とも明言されているが、結論は出たのか伺う。

② 芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について

当事者の特定について相談された「関係機関等」の、名称、相談形態、相談内容を伺う。

③ 多目的広場の芝生の面積について

公園台帳9, 930.9㎡、指定管理仕様書7, 539㎡と数字が違っているが、問題はないのか改めて伺う。また、測定の時期や方法でなく、そもそもなぜ大きな差があるのか調査、考察されたのか伺う。

④ 市民が利用できない都市公園

12月議会で「市民が利用できない」と言ったのは制度上のことでなく、実態を指してのことである。同公園は地区公園であると説明しておられるが、市街地に位置する地区公園の多目的広場が競技場化し、一般市民が自由に使えない状況をどう考えておられるのか、市長に伺う。

⑤ 太宰府市公園条例について

3月議会で改正を可決したが、第7条の2で準拠する都市公園法第5条第1項は、許可を受けての設置、管理を求めている。

したがって無許可の設置物は同条例からも直ちに除却されるべきと考えるが、ご所見を伺う。

[質問回答]

「太宰府歴史スポーツ公園について」ご回答いたします。

まず、1項目めの「倉庫の撤去に関して、昨年の12月議会では、『10月2日に利用団体の求めに応じ説明会を行い、その後も協議を続けている』との回答を受けた。また、『まずは撤去に関する協議を行う』とも明言されているが、結論は出たのか伺う。」についてお答えいたします。

本年3月議会にて、条例改正を可決いただきましたが、その後、

新型コロナウイルスの影響により各団体との協議を行えておりません。今後は、これまでに各団体から出された様々な課題に併せ、今回の条例改正を受けて利用団体との協議を重ね、方向性を定めていきたいと考えております。

次に、2項目めの「芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について、当事者の特定について相談された『関係機関等』の、名称、相談形態、相談内容を伺う。」についてお答えいたします。

平成30年12月に法律事務所を訪問し弁護士に相談しました。内容については、太宰府市公園条例第6条に規定する禁止行為についての見解を伺いました。

また、先の議会で説明しておりました警察への相談日に誤りが判明いたしましたので、訂正させていただきたく存じます。平成30年3月は平成31年3月の誤りでした。この場をお借りいたしまして、お詫び申し上げます。

内容につきましては、公園内のフェンスが壊れていたこと等が確認された場合、一般的にどのような対応が考えられるのか相談いたしました。

次に、3項目めの「多目的広場の芝生の面積について、公園台帳9,930.9平方メートル、指定管理仕様書7,539平方メートルと数字が違っているが、問題はないのか改めて伺う。また、測量の時期や方法でなく、そもそもなぜ大きな差があるのか調査、考察されたのか伺う。」についてお答えいたします。

公園台帳記載の多目的広場の芝生の面積につきましては、公園開設時の芝生の面積と捉えております。また、指定管理仕様書記載の面積と数字が違っていることは認識しております。数値に大きな差があることにつきましては、公園を運用する中で、多目的広場を利用する団体が活動することにより、芝生面積が減少したものなのか、あるいは別の要因によるものなのか、特定できていない状況です。

次に、4項目めの「市民が利用できない都市公園、12月議会で『市民が利用できない』と言ったのは制度上のことでなく、実態を指してのことである。同公園は地区公園であると説明しておられるが、市街地に位置する地区公園の多目的広場が競技場化し、

一般市民が自由に使えない状況をどう考えておられるのか、市長に伺う。」についてお答えいたします。

12月議会で答弁いたしましたとおり、条例上は多目的広場は有料公園施設として占有し使用いただくことが可能ですが、今後とも、より多くの市民の皆様に関心していただける公園づくりを目指してまいります。

次に、5項目めの「3月議会で改正を可決したが、第7条の2で準拠する都市公園法第5条第1項は、許可を受けての設置、管理を求めている。したがって無許可の設置物は同条例からも直ちに除却されるべきと考えるが、ご所見を伺う。」についてお答えいたします。

3月議会で可決いただきました太宰府市公園条例の改正につきましては、都市公園法第5条第1項の規定に基づく許可申請に必要な条項を追加したものであり、市内にあるすべての都市公園に適応されることとなります。現在策定中の倉庫等の設置に関する要綱、要領に基づき、規定に合致した倉庫については、許可して行きたいと考えております。